

“電子帳簿保存法改正”をご存知ですか？

令和4年1月から、電子(メール等)で発行された請求書等は、電子で10年間保存することとなります。
その情報についてご存知でしょうか？

電子帳簿保存法とは

納税者の負担軽減を図るために、特定の書類の電磁的記録による保存を認める法律

電子による保存が出来る書類は3つに区分されます。

- ① 電子的に作成した帳簿・書類
- ② 紙で受け取った請求書等
- ③ 電子メール等で行った取引

① 電子帳簿

会計ソフトで作成した帳簿・書類

→ 電子データのまま保存

② 紙のレシートや請求書

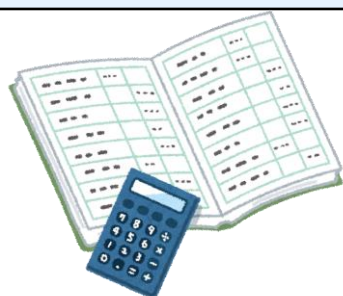
スキャナで読み取り

→ 画像データで保存

③ 電子的取引の情報データ

(例) メールで受信した見積書、
注文書、契約書、領収書等

→ 電子データで保存



当社の提案する会計ソフト **FX シリーズ** で対応できます！

スキャナ保存について詳しくはこちら

<https://www.tkc.jp/lp/ebooks/scan/>

・ 証憑保存機能(FX シリーズ)

当社のスキャナ保存機能について

https://kfs21.tkenf.or.jp/proof_save/doc/tds-

*電子保存する際の要件

1. システム概要に関する書類の備え付け
2. 見読可能装置の備え付け
3. 検索機能の確保
4. データの真実性を担保する措置

当事務所の電子保存はこれらの要件を満たしています！

安心してお任せください。